# 物件調書

#### 【物件名】旧豊岡幼稚園

所在地				茂原市粟生野2653番1							目		山林
住居表示 -				-						現	況		宅地
敷地面積 3,362.32r				3,362.32r	η̈́								
77.		地番		2653番	<b>†</b> 1								
登記記録 記載事項		地目		山林									
		数量		3,363 m²									
接面道路 の状況			西側東側										
			都市	市計画区域内非線引									
	7-1		用	途地域   無指定									
法合	建都 築市		地:	域·地区									
令に	基計		建	ペい率	60%								
基づ	準画 法法			容積率	200%								
(	7272		高	度制限	なし								
制			-	i 火指定	なし								
限	そ の 他		建築	極基準法第22条区域、日影規制、斜線制限、景観計画区域内									
市道の負担等 する事項		1010		道負担	無	負担の内容							
				[路後退	無	負担の内容							
供給処理 施設の概要 交通機関		供給処理抗		理施設	配管等の状況			事業所名				電話番号	
		電気			有		東	東京電力パワーグリッド㈱木更津支社			0.	438-55-4792	
		公営水道			有		長生	長生郡市広域市町村圏組合水道部業務課			0.	475-23-9482	
		公共下水道			無			-					-
		ガス		ス	無			プロパンガス					_
		鉄道等		JR外房線 本納駅から約5.2km 車で9分									
		車			圏央道茂原北ICから約8.9km車で約14分								
		バス		小湊バス「吉田」から約1.0km徒歩約14分									
公共施設 豊岡小学校 約50m 茂原市役所本納支所 約5.1km													

- ・令和3年3月まで幼稚園として使用されていました。
- ・本地内には幼稚園として使用されていた建物以外に倉庫や遊具等が存在しています。
- ・本地内の南東側には高さ約0.3m~0.7mの擁壁が設置されており、ズレや隙間が確認されています。
- ・本地内の北側には門扉が設置されており、開口約6.1mの進入路があります。
- ・本地内の西側には門扉が設置されており、開口約4.1mの進入路があります。
- ・本地内の北西端部に東京電力(本柱1本支柱1本)、NTT(支柱1本)、西側中央部に東京電力(本柱1本)、南西端部に東京電力(本柱1本支柱1本)の電柱等が設置されています。
- ・本地の北西端部分に存する街路樹の枝及び市道の雨水桝が、本地内に越境しています。
- 参 ・本地内の南東端部分の擁壁が、東側に接面する市道に最大2m程度越境しています。また、その擁壁の内側に存する樹木についても、 考 東側に接面する市道に越境しています。
  - ・本地内の東側のフェンス塀が最大約0.2m程度越境しています。

事

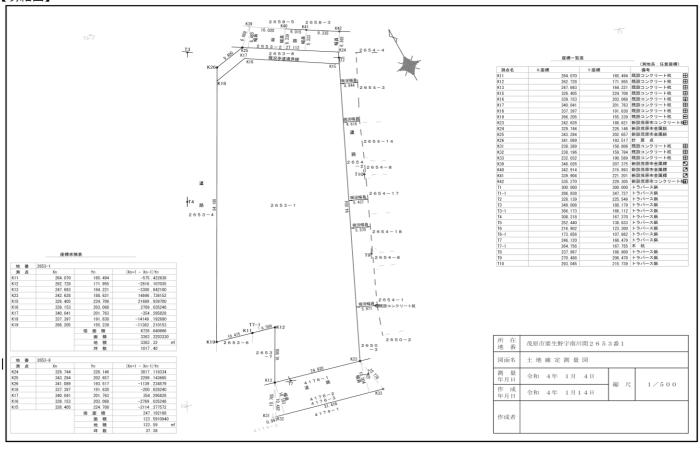
項

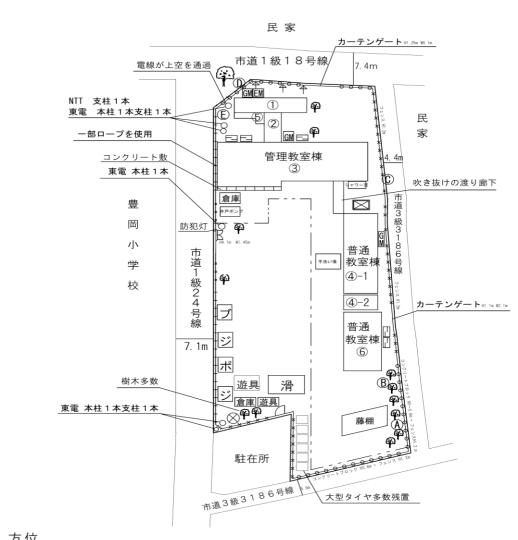
- |·本地内に上水道管(φ25)の引込みがされていますが、経年劣化による影響は確認していません。
- ・土壌汚染調査、地盤調査、地中埋設物の調査等はしていません。
- ・図面その他記載事項と現況が異なる場合は現況を優先します。
- ・本地は、総合保養地域整備法(リゾート法)による特定地域の区域内に所在するため、一定規模以上の建築物については、建築基準法施行条例に基づく規制の対象となります。
- ・土地の開発等(建築を含む。)に当たっては、上記以外にも都市計画法、建築基準法等の法令及び条例等により、規制、指導がなされる場合があるので、詳細は各関係機関へ確認してください。

### 【案内図】



#### 【明細図】







(A)	擁壁が東側に接面する市道に最大約2m程度越境している。
B	<b>擁壁の内側に存する樹木が東側の市道に越境している。</b>
©	フェンス塀が東側に接道する市道に最大約0.2m程度越境している。
0	街路樹の枝が本地内に越境している。
Œ	市道の雨水桝が本地内に越境している。

	凡	例
	室外機	看 板
	樹木	ポール遊具
	単独浄化槽	<del>-××-</del> フェンス
ブ	ブランコ	ブロック塀・フェンス
滑	すべり台	十十 竹 塀
遊具	遊具	⊗ マンホール
ジ	ジャングルジム	

## 建物等の概要

建物寺の帆安	
所在地	千葉県茂原市粟生野字南川間2653番地1
家屋番号	未登記
種類	校舎
構造	木造平家建
床面積	436 m²
建築時期	昭和40年7月頃建築 昭和62年3月頃増築
部屋数等	遊戯室、保育室×1、預かり保育室×1、職員室、保健室、園長室、湯沸室、倉庫、教材室×2
附属建物 (符号1)	家屋番号 未登記 種 類 校舎 構 造 木造平家建 床面積 173㎡ 建築時期 昭和53年3月頃建築、平成2年3月頃増築 部屋数等 保育室×2、トイレ、倉庫
附属建物 (符号2)	家屋番号 未登記 種 類 校舎 構 造 軽量鉄骨造平家建 床面積 117㎡ 建築時期 平成7年4月頃建築 部屋数等 保育室(多目的室)×2
附属建物 (符号3)	家屋番号 未登記 種 類 物置 構 造 コンクリートブロック造平家建 床面積 8㎡(概測) 建築時期 建築年月不詳
その他 特記事項	・本物件は主である建物1棟及び附属建物3棟、外周のフェンス等の工作物並びに建物に付帯する諸設備等付きの物件です。 ・附属建物(符号2及び3)については建築確認済証及び検査済証は確認されていないため、現況での使用または増築、改築、用途変更を行う場合は、監督官庁より是正を求められる場合があります。 ・本物件は令和3年4月以降未利用となっており、建物の劣化が進んでいるため、使用する場合は、大規模な修繕等が必要と思われます。 ・本物件については、耐震診断及びアスベスト調査を実施していません。 ・安定器その他にPCBの使用は認められません。 ・安定器その他にPCBの使用は認められません。 ・解体撤去する場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等い関する法律(建設リサイクル法)」に基づく届け出が必要になるとともに、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、廃棄物の適正な処理が義務付けられます。 ・本物件に含まれる建物、工作物及び建物に付帯する諸設備等が現況のまま引き渡されることを十分に理解し、これを使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行ってください。 ・本物件建物内に、残置されている設備等は、買受人の負担で適切に処理してください。処分にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「特定家庭用機器再商品化法(家電)サイクル法)」に基づく適正な処理を行ってください。・図面その他記載事項と現況が異なる場合は、買完人の負担で適切に処理してどさい。処分にあたり、「廃棄物の処理をび消費に関する法律」や「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」に基づく適正な処理を行ってください。・図面その他記載事項と現況が異なる場合は、買いた優先します。 ・本物件の南側部分には、ブランコ、チェーンネッ・遊具、登り棒、太鼓梯子、滑り台、鉄棒等の遊具が存在します。当該各遊具の詳細な設置時期は不明ですが、遊具に添付されたラベル等によると、当該遊具は平成13年~平成14年頃に設置されたと考えられます。 ・附属建物(符号3)については、設計図書がないものの、外観からすると、コンクリートブロック造であると考えられます。

## 【平面図】

